

はかた寿園「指定短期入所生活介護（介護予防短期入所）」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(3873200608)

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 伯方福祉会
(2) 法人所在地 愛媛県今治市伯方町木浦甲3930番地3
(3) 電話番号 0897-74-0155
(4) 代表者氏名 理事長 赤瀬 洋次
(5) 設立年月 平成11年5月14日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成19年1月4日指定
※当事業所は特別養護老人ホームはかた寿園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 ☆要支援状態のお年寄りの一時預り
☆利用者の家族の介護負担の軽減
☆利用者の心身の機能維持及び改善
- (3) 事業所の名称 短期入所生活介護事業所 はかた寿園
- (4) 事業所の所在地 愛媛県今治市伯方町木浦甲3930番地3
- (5) 電話番号 0897-74-0155
- (6) 事業所長（管理者）氏名 野間 隆 伴
- (7) 当事業所の運営方針 ☆安心 ☆安全 ☆安定
- (8) 開設年月 平成19年 4月 1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金曜日 8:30～17:00

- (10) 利用定員 10人（短期入所生活介護と併用）

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として2人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	5室	
合計	5室	
食堂	3室	機能訓練室を兼ねる
機能訓練室	1室	食堂を兼ねる [主な設置機器] 昇降式平行棒 ビニールレザーマット等
浴室	2室	個浴（3槽）機械浴（1槽）
医務室	1室	

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人員	
	職員配置	指定基準（併設）
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 生活相談員	1名	1名
3. 介護支援専門員	1名以上（兼任）	1名（兼任）
4. 介護職員	17名以上	15名以上
5. 看護職員	3名以上	2名
6. 栄養士	1名	1名
7. 機能訓練指導員	1（兼務）	1名（兼務）
8. 医師（嘱託）	2名（嘱託）	1名（嘱託）
9. 事務員	1	

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日 14:00～15:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤帯： 8:30～17:30 11名 夜勤帯： 17:00～翌10:00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:30～17:30 1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が予防給付から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 予防給付の対象となるサービス（契約書第5条、第8条参照）*

以下のサービスについては利用料金の大部分（9割又は8割、7割）が予防給付から給付されます。

<サービスの概要>

①食事介護（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂等にて食事をとっていただくことを原則としています。
（食事時間） 朝食：7:30～8:15 昼食：11:45～12:30 夕食：17:30～18:15

②入浴介護

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・ご契約者自身の能力に応じて入浴する設備を用意しています。

③排泄介護

- ・排泄の自立を維持するため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり引きこもり防止のため、できるかぎり離床、交流に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、食後の口腔ケア等の適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第5条、第8条参照）

次頁の料金表によって、ご契約者の要支援区分に応じたサービス利用料金から介護予防給付費額を除いた金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、要支援の区分に応じて異なります。）

多床室（2人部屋）利用の場合

1. ご契約者の要支援区分とサービス利用料金	要支援1 4,510円	要支援2 5,610円
2. 利用に係る自己負担額（1割負担）	451円	561円
3. 利用に係る自己負担額（2割負担）	902円	1,122円
4. 利用に係る自己負担額（3割負担）	1,353円	1,683円

☆生活重視のより良い介護を行うために介護専門職やベテラン介護職員を多く配置する事に対する加算としての利用料金は、下記の通りです。（1日当たり自己負担額）（契約書第8条参照）

サービス提供体制強化加算（I） （介護福祉士が介護職員の80%以上 又は10年以上介護福祉士35%以上）	22円（1割負担）	44円（2割負担）	66円（3割負担）
--	-----------	-----------	-----------

☆国の施策による、介護職員の処遇改善等により職員定着を図り、より高く安定した介護の質を求めていくための加算です。（契約書第4条、第8条参照）

介護職員等処遇改善加算（1ヶ月の介護料に対して加算）R6.6月から	14.0%
-----------------------------------	-------

☆利用者の送迎の為、御自宅と施設間の送り迎えを行う時に、以下の加算を頂きます。

送迎加算（自己負担額1回につき）	184円（1割負担）	368円（2割負担）	552円（3割負担）
------------------	------------	------------	------------

上記送迎加算は、通常の送迎実施地域（今治市伯方町内）への送迎において対象となります。それ以外の地域への送迎に関しましては、送迎加算に加え、別途交通費（架橋料金や船舶使用料金）を負担いただくようになります。（金額につきましては別記）

（2）介護予防の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事提供（食費）

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1日あたり 1,445 円（内訳 朝食：332 円 昼食：607 円 夕食：506 円）

②理髪・美容

ご利用者の希望により、理髪店への出張依頼を行います。

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をお支払い頂きます。

費用項目	ご負担者	
材料費 ※各自での支払いになります。	ご利用者本人分	参加ご利用者人数で頭割り
交通費 【通行料（架橋、渡船代等）】 【燃料費（1km20 円）】 ※補助車両（備品運搬車等）も含む	ご利用者本人分	参加ご利用者人数で頭割り
	付添職員分	参加ご利用者人数で頭割り
入場料・施設使用料・宿泊費 ※但し飲食費は除く ※各自での支払いになります。	ご利用者本人分	参加ご利用者人数で頭割り
	付添職員分	参加ご利用者人数で頭割り

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

書類コピー 1枚につき 10 円

写真焼増し 1枚につき 30 円

証明書等の発行（再発行を含む） 1枚につき 100 円

⑤滞在費 滞在中の室料及び光熱水道費として

※令和6年7月31日まで 日額 855 円

※令和6年8月1日から 日額 915 円

⑥通常の送迎実施地域以外への送迎にかかる交通費

架橋等交通費 伯方⇄大三島・上浦地区（400 円×2 普通車）

（350 円×2 軽自動車）

伯方⇄宮窪・吉海地区（400 円×2 普通車）

（350 円×2 軽自動車）

伯方⇄上島地区（生口島経由 750 円＋渡船実費×2 普通車）

（生口島経由 630 円＋渡船実費×2 軽自動車）

（因島経由 1,040 円＋渡船実費×2 普通車）

（因島経由 900 円＋渡船実費×2 軽自動車）

その他の地域（架橋及び渡船料金実費×2）

※架橋料金、渡船料金は各会社の料金改定等により変更・割引される場合があります。

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

自室に専用の電化製品を持ち込む場合の料金（特別な電気料金）は下記の通りです。

※使用に際しては、別途申請書の提出をお願いする事となります。

○自室に専用テレビを持ち込む場合の視聴料金

今治CATV視聴基本料金	420円（月額）
--------------	----------

○自室に専用電化製品を持ち込む場合の電気料金（平成21年4月1日より）

品名	使用形態	1日当り
小型冷蔵庫	常時使用	24円
小型テレビ	1日5時間視聴として試算	5円
電気毛布	夜間のみ	20円
	常時使用	40円
電気アンカ	夜間のみ	10円
	常時使用	20円

⑧死後処置備品料

施設内で死亡された際に、御遺体の御着替え等を当施設に依頼される場合は、使用備品代として下記の料金をいただきます。

死後処置備品料金（浴衣等一式） 5,000円

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用翌月に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

ア、窓口での現金支払
イ、下記指定口座への振込
愛媛銀行 伯方支店 普通預金 1848406
【口座名義】 社会福祉法人 伯方福祉会
理事長 赤瀬 洋次
ウ、金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：伊予銀行 各支店 愛媛銀行 各支店
JA越智今治農協 各支店

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の15% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既
に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）*

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

[責任者] 施設長 野 間 隆 伴 [担当者] 生活相談員 赤 瀬 伴 紀

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

※また、苦情受付ボックスを事務所前に設置しています。

寄せられました苦情につきましては、担当者、責任者により事実確認を行い、苦情申出者を訪問し、誠意を持って話し合いを行い解決に努めます。また、施設サービス改善の為、職員に対しての指導、啓発等を行います。

（2）第三者委員による苦情の受付

社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応確保の為 3名の第三者委員を設置しておりますので、第三者委員への直接申し立てが行えます。また、当施設への申し立ての場合におきましても、希望に応じて第三者委員への相談、立会いも行えるようになっております。第三者委員構成員は下記のようになっています。

○第三者委員構成員名簿

- 1、岡田 清繁（おかだ きよしげ） 社会福祉法人伯方福祉会 監事
- 2、渡邊 三生夫（わたなべ みきお） 社会福祉法人伯方福祉会 監事

（3）行政機関その他苦情受付機関

今治市住民サービス課 (伯方支所内)	所在地 愛媛県今治市伯方町叶浦甲1668番地30 電話番号 0897-72-1500 FAX 0897-72-2838 受付時間 8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 愛媛県松山市高岡町101-1 電話番号 089-968-8800 FAX 089-965-3800 受付時間 8：30～17：00
愛媛県社会福祉協議会	所在地 愛媛県松山市持田町三丁目8番15号 電話番号 089-921-5070 FAX 089-921-8939 受付時間 8：30～17：00

6. 守秘義務（契約書第 12 条）と個人情報の取り扱いについて（基本指針参照）

施設職員は、入所契約書第 11 条において入所者およびその家族の情報に関して守秘義務を負います。この守秘義務は、利用者の入所期間中はもとより、退所した後に置いても継続して負うものとなります。また、「個人情報の保護に関する法律」（以降個人情報保護法と呼称）に基づき、利用者および家族の個人情報を適切に管理する事も義務付けられています。ただし、以下の事項

におきましては、利用者およびご家族の情報を使用させて頂くことがあります。

- ①契約期間中に、医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関に対して疾患、心身の状況等の個人情報を提供させていただきます。(契約書第12条2項)
- ②利用者本人のサービス担当者会議等にて提供・開示し、利用者本人の適切な介護サービスの提供や質の向上、本人を取り巻く生活環境等を検討する場合。(契約書第12条3項)
- ③個人情報保護法を受け作成した「個人情報保護に関する社会福祉法人としての基本指針」および「個人情報保護に関するはかた寿園の基本指針」(双方合わせて以降基本指針と呼称)により使用目的を明確にしている情報に関しては、公表をする事により利用者およびご家族の個人情報を適正に使用させて頂けるものとします。その他の個人情報で同意を要する事項に関しては、別紙同意書にて意向確認させていただきます。

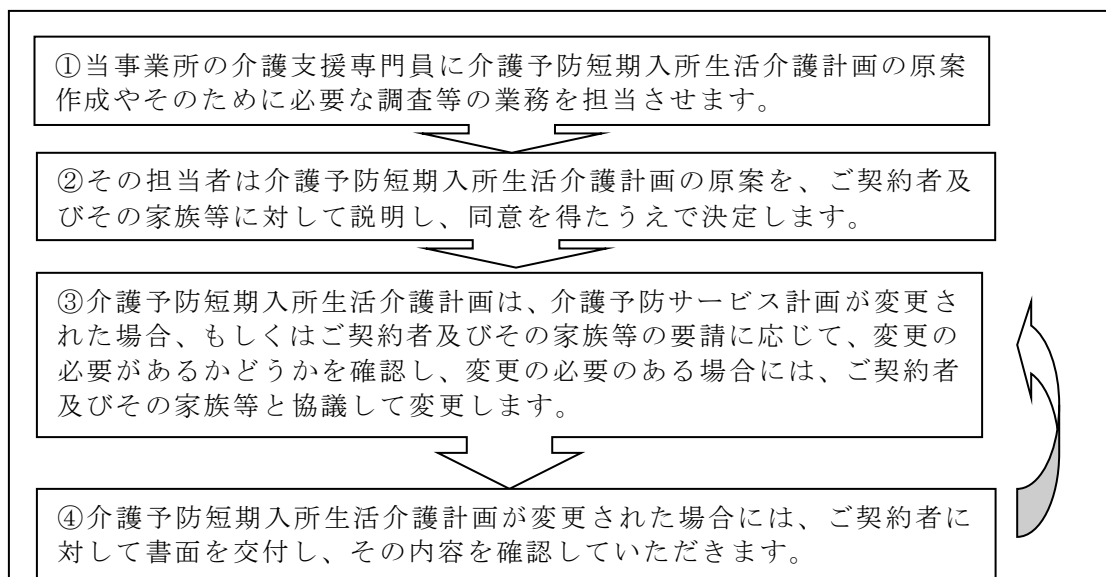
<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建て
- (2) 建物の延べ床面積 3133, 74㎡
- (3) 事業所の周辺環境 ☆はかた外科胃腸科病院、喜多嶋診療所(委託医)まで車で5分
☆島内に葬祭場あり(使用可)

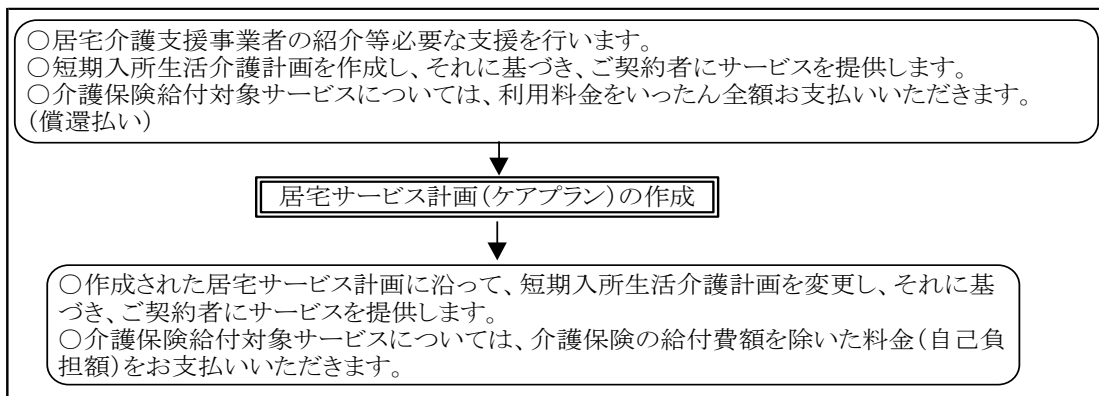
2. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

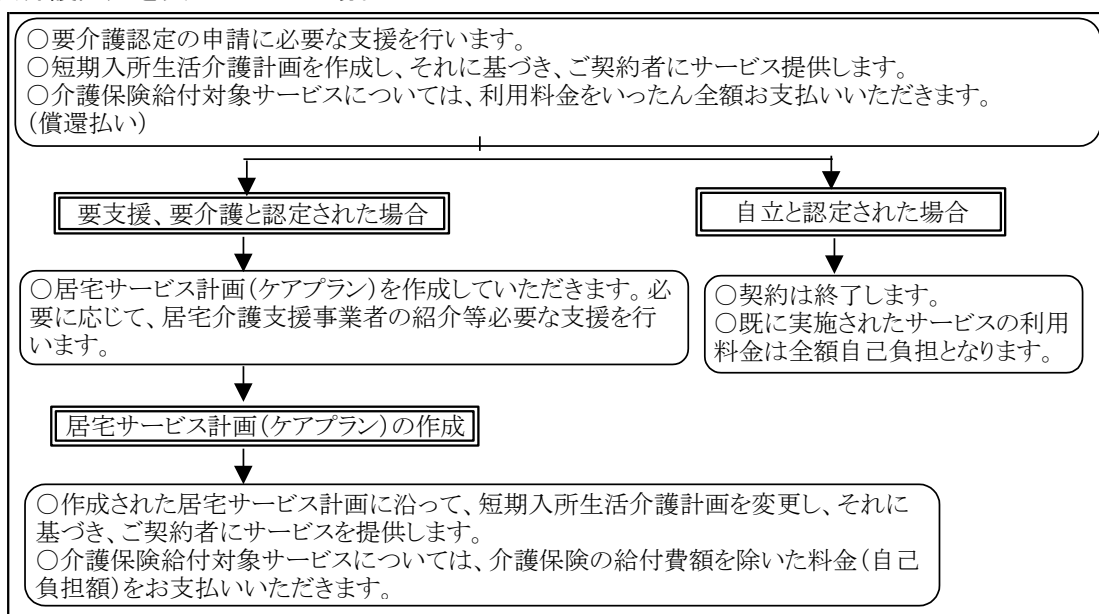


(2) ご契約者に係る「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



3. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

利用にあたり、必要最小限のもの以外は持ち込みできません。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙・飲酒

施設内の喫煙スペース以外での喫煙、許可された場所、時間以外の飲酒はできません。飲酒・喫煙は、原則として医師より禁止されている場合は、施設として許可いたしません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

※ 医療機関への医療費のお支払い代行は致しておりません。お支払いはご契約者自身でお願いします。

①委託医療機関

医療機関の名称	はかた外科胃腸科病院
所在地	愛媛県今治市伯方町叶浦甲1667番地25
診療科目	外科・胃腸科
医療機関の名称	喜多嶋診療所
所在地	愛媛県今治市伯方町木浦甲3449番地
診療科目	内科

②協力医療機関

医療機関の名称	はかた外科胃腸科
所在地	愛媛県今治市伯方町叶浦1667番地25
診療科	外科・胃腸科

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	森田デンタルクリニック
所在地	愛媛県今治市伯方町木浦甲1243番地

④協力眼科医療機関

医療機関の名称	田窪眼科
所在地	愛媛県今治市南宝来町3-2-9

5. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が死亡した場合②要支援・要介護認定により心身の状況が自立または要介護と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①介護予防給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご契約者が入院された場合③ご契約者の「支援計画（ケアプラン）」が変更された場合 |
|---|

- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者のご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 19 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 17 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. 緊急時の対応

入所者の病状が急変した場合は、速やかに嘱託医師または主治医、協力医療機関へ連絡をとり、指示を仰ぎ、必要な処置を行うとともに、ご家族へも連絡をするようにします。

8. 事故発生時の時対応

速やかに看護師及び嘱託医に連絡し、適切な医療処置を行います。また、同時に契約者または御家族に連絡いたします。死亡、重症、重体等の重大事故につきましては、保険者に報告いたします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

9. 非常災害時の対応

平時は万一の災害に備え、具体的計画を作成し、二次災害の発生予防の為に安全に努め、年に 2 回の消防・避難訓練を実施し、職員が迅速に対応できるように努める。

万が一災害が発生した場合には、勤務中職員はマニュアルに従い、入所者の安全と職員の二次災害防止に努め、その他職員をできる限り迅速に召集し、被害を最小限度に抑えるよう努める。発生内容や被害、状況などに関して、入所者の家族、関係機関への報告や説明に関しても、適時的確に報告します。

10. 身体の拘束廃止について (契約書第 11 条 3 参照)

当施設においては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。ただし、やむ

を得ず身体拘束を実施せざるを得ない場合には、身体拘束廃止検討会において検討し、指針に沿って身体拘束を実施し、早期の解除に向けた取り組みを実施することとします。

1 1. 虐待の防止のための措置

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備。
- (3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回）に実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。担当者：生活相談員

1 2. 福祉サービス第三者評価の受審について

受審の有無について 無し ・ 有り（実施日 年 月 日：評価機関 ）
有りの場合評価内容は、愛媛県のホームページ参照